

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国の政府機関が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しが添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 3 条により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項において、輸入に際して農林水産省令で定める基準に適合していることについての検査を輸出国で行う必要がある場合を規定している。この検査の対象となる地域、植物及び基準については、規則第 5 条の 2 に基づき規則別表 1 の 2 において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2、2 の 2 及び 1 の 2 において指定している。このうち、別表 2 においては、同表の付表において地域及び植物の組合せごとに輸入禁止対象から除外する基準を告示により定め、別表 2 の 2 においては、同表に掲げる地域及び植物全てに適用可能な基準を定め、当該基準に適合した植物を輸入禁止対象から除外している。
- (4) 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）の 1 の 2 及び 2 の 2 において、規則別表 1 のまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動植物から除く有害動植物として、検疫の対象から除外する検疫有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）を指定している。
- (5) 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下「規程」という。）別表第 2 において、植物の種類及び検疫有害動植物の組み合わせごとに、輸入検査で検疫有害動植物が発見された場合の措置を規定している。
- (6) (1) から (5) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容（別紙参照）

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施したPRAの結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

（1）検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物（計 1,022 種から計 1,023 種へ）（規則別表 1）

- 新たに 2 種を指定（*Prays citri* 及び *Prays endocarpa*）。
- 1 種を国内に定着している等の理由により非検疫有害動植物に指定するため削除（*Tuta absoluta*）。
- 1 種の学名変更
（*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis* → *Clavibacter nebraskensis*）。

非検疫有害動植物（計 546 種から計 547 種へ）（告示※）

- 新たに 1 種を指定（*Tuta absoluta*）。

（2）輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物 16 種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象植物の表記の変更等（規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2）。

また、既存の検疫有害動植物 1 種を国内に発生している等の理由により非検疫有害動植物に指定するため削除（*Tuta absoluta*）（別表 2 の 2）。

[関連する告示]

※ 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）

（3）規程別表第 2 の見直し

（1）において新たに非検疫有害動植物に指定される 1 種（*Tuta absoluta*）を規程別表第 2 から削除

既存の非検疫有害動植物 3 種（コブアシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス及びスイセンハナアブ）を規程別表第 2 から削除

3. 今後のスケジュール（案）

令和 8 年

3 月 植物防疫検討会開催

パブリックコメント募集（コメント期間 30 日間）

SPS 通報（コメント期間 60 日間）

6 月 改正規則及び告示の官報公示（6 か月後に施行。ただし、規則のうち別表 1 の *Tuta absoluta* の削除、別表 2 の 2 の 7 の項の削除及び各告示は公布の翌日施行）

12 月 改正規則の施行

以上

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの解説資料

1. 植物防疫法施行規則別表1(第3条関係)(4種)

(1) 検疫有害動植物を新規追加(2種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	<i>Prays citri</i>	害虫(スガ科)	幼虫がつぼみ、花、果実等を加害する。果実においては幼虫の摂食痕により壊死斑が生じ、品質低下を引き起こす。	チャゴス諸島(英国)、バングラデシュ、ベトナム、中東、欧州、アフリカ	グレープフルーツ、サボジラ、シトロン、スイートオレンジ、マンダリン、レモン等	新規追加
2	-	<i>Prays endocarpa</i>	害虫(スガ科)	幼虫は幼果の果皮に食入し、果実が成長すると変形する原因となるこぶのような膨らみや穴を発生させ、果実の市場性に影響を与える。	インド、インドネシア、シンガポール、タイ、バングラデシュ、ベトナム、マレーシア	スイートオレンジ、ポメロ、マンダリン、レモン等	新規追加

(2) 既存の検疫有害動植物の削除(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	害虫(キバガ科)	 幼虫が茎葉、果実等に内部寄生又は外部寄生する。また、生長点を加害し、植物の生長を阻害する。	日本、アジア、中東、欧州、アフリカ、中南米	いんげんまめ、しまほおずき、たばこ、とうがらし、トマト、くこ属植物、なす属植物等の生葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	検疫有害動植物から削除 ※規則別表8(侵入警戒有害動植物)についても削除。

(3) 再分類による学名の変更(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	細菌	 葉の条斑、葉枯れ及び生育不良を引き起こす。感受性品種の幼苗では枯死することもある。全身感染した場合は維管束がオレンジ色になり、茎の内部が腐敗し空洞化する。 ※1	アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	学名の変更: <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> → <i>Clavibacter nebraskensis</i>

2. 植物防疫法施行規則別表1の2(第5条の2関係)(1種)

既存の検疫有害動植物の対象植物・地域の追加

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	3	<i>Scolytus multistriatus</i> (セズキクイムシ)	 害虫(キクイムシ科)	成虫及び幼虫が師部組織や形成層等を加害する。また、本種はニレ立枯病の病原原体である日本未発生糸状菌を媒介する。	イラン、トルコ、欧州、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、中南米、大洋州	にれ属植物の木材	・植物の追加: はこやなぎ属植物の木材 ・地域の追加: レバノン及び英領チャネル諸島

3. 植物防疫法施行規則別表2(第9条関係)(5種)

既存の検疫有害動植物の対象植物・地域の追加

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	アジア、オマーン、アゼルバイジャン、アフリカ、中南米、大洋州	かんきつ類、さくら属植物、なす属植物、マンゴウ属植物等の生果実	・植物の追加: ボメティア・ピンナタの生果実 ※規則別表6についても、同様に植物の追加を行う。
2	4	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	アジア、アフガニスタン、イラン、オマーン、アフリカ、大洋州	うり科植物の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パパイヤ、マンゴウ属植物等の生果実	・植物の追加: うり科植物の花(乾燥された花を除く。) ※規則別表6についても、同様に植物の追加を行う。 ・地域の追加: アラブ首長国連邦及びガーナ
3	16	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	 細菌	花、新梢、葉ではblight(枯損/焼け)を引き起こす。枝は先端が下方に湾曲する。全体として、感染樹は火にあぶられたような症状を示し、樹木全体が枯死することもある。	大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、中東、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、カナダ、中南米、ニュージーランド	さんざし属植物、なし属植物、りんご属植物等の生植物(種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。)	・地域の追加: イラク、サウジアラビア及び英領チャネル諸島
4	19	<i>Anastrepha grandis</i>	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ポリビア	すいか、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生果実	・植物の追加: カサバナナ及びフェウイリア・コルディフォリアの生果実
5	20	<i>Anastrepha ludens</i> (メキンコミバエ)	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ	カシューナッツ、くだものどけい、ざくろ、せいようなし、マンゴウ、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、みかん属植物等(ライム及びレモンを除く。)の生果実	・植物の追加: りんごの生果実

4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)(11種)

(1) 既存の検疫有害動植物の対象植物・地域の追加(10種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	1	<i>Bactericera cockerelli</i> 	害虫(トガリキジラミ科)	幼虫及び成虫が葉全体や果実を吸汁する。また、本種は日本未発生細菌の <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> (Lso) を媒介する。	アメリカ合衆国、カナダ、中南米、大洋州	アルファルファ、さつまいも、そらまめ、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物、ほおずき属植物等の生茎葉及び生果実	・地域の追加: オーストラリア
2	6	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクダモノコナジラミ) 	害虫(コナジラミ科)	幼虫及び成虫が葉の篩管部を吸汁加害する。幼虫が分泌する蜜状物質により、すす病を生じ、果実の減産等の被害が生じる。	アジア、中東、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	なし属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物(種子、果実及び地下部を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: ジョージア
3	13	<i>Meloidogyne enterolobii</i> 	線虫	根等の内部に寄生して周辺組織にこぶを形成する。養水分の吸収を阻害し、萎れ等の症状を引き起こす。	アジア、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、オーストラリア	がじゆまる、きゆうり、ささげ、しょうが、すいか、だいず、とうがらし、トマト、なす、にんじん、ヒロセレウス属植物等の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の削除(属に変更): めぼうきの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの ・植物の追加: エクリプタ・プロストラタ、エミリア・ソッキフォリア、オクラ、クニドスコルス・ウレンス、ケレウス・フェルナムプケンシス、さんかくはぜらん、すべりひゆ、パッシフロラ・ムクロナタ、はねせんな、パパイア、はぶそう、ヒドロコチレ・ボナリエンス、ポメロ、きび属植物、ひゆ属植物及びめぼうき属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの ・地域の追加: コンゴ民主共和国
4	19	<i>Acidovorax citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) 	細菌	スイカの葉では、葉緑から暗緑色、水浸状の病斑が形成され、後に褐色病斑となって拡大する。果実では、表面に暗緑色の病斑、水浸状の斑点及び亀裂を生じ、商品価値を失う。	アジア、中東、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペボかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: シトルルス・アマルスの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの ・地域の追加: カナダ
5	23	<i>Xylella fastidiosa</i>  ※2  ※3	細菌	本細菌の増殖に伴い植物が形成するチロースや粘着物が道管内に詰まることで、養水分の移動が妨げられ数年で枯死する。ブドウでは、葉焼け、茎の斑紋症状、芽の発育不良等を引き起こす。	台湾、イスラエル、イラン、欧州、アメリカ合衆国、カナダ、中南米	オリーブ属植物、さくら属植物、なし属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の削除(属に変更): アデノカルプス・ラインジイ及びあめりかえのきの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの ・植物の追加: エキノスバルツム・ルシタニクム、カロライナして、コレオネマ・アルブム、にわうるし、はなまき、アデノカルプス属植物、えのき属植物及びハリミウム属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの ・植物の表記の変更: むくろじーサピンドゥス・サボナリア ・地域の追加: レバノン、コロンビア及びペルー

6	24	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)		ウイロイド	パレイシヨでは、莖葉にわい化、塊茎に亀裂、細長化等を引き起こす。トマトでは、株の萎縮、葉脈及び基部のえそ等を伴う症状を引き起こす。	アジア、中東、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	とうがらし、トマト、ばれいしよ、ペチュニア属植物等の種子であつて栽培の用に供するもの及びしまほおずき、とうがらし、トマト、ばれいしよ、くこ属植物、ダリア属植物、ペチュニア属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: カナダ
7	30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>		ウイロイド	トウガラシでは、全体の生長がやや衰え、葉の色が淡くなり、果実の大きさが最大で50%小さくなる。トマトでは、植物体のわい化、葉に壊死斑、奇形及び変色を生じる。	タイ、ベトナム、オランダ、カナダ	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: トルコ
8	37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	 ※ 4	ウイルス	モザイク症状、葉巻、葉脈の膨脹及び植物体の萎縮を引き起こす。ウリ科の果実では、果皮の粗面化及び縦方向の裂開が見られる。	アジア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アフリカ	オクラ、きゅうり、ささげ、すいか、せいようかぼちや、だいず、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、パパイヤ、ばれいしよ、へちま、メロン、とうがらし属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の追加: いんげんまめの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの ・植物の表記の変更: たかさぶらう→エクリプタ・プロストラタ
9	39	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	 ※ 1	細菌	葉の条斑、葉枯れ及び生育不良を引き起こす。感受性品種の幼苗では枯死することもある。全身感染した場合は維管束がオレンジ色になり、茎の内部が腐敗し空洞化する。	アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: とうもろこしの生植物であつて栽培の用に供するもの ・地域の追加: 南アフリカ共和国 ・学名の変更(再掲): <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> → <i>Clavibacter nebraskensis</i>
10	41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	 ※ 5	ウイルス	トマトでは、葉に壊死、モザイク、斑紋、奇形等の症状を示し、全身に萎ちよう等の症状が現れる。また、果実にえそ斑、壊死を生じる。	中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう、きだらとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: インド

(2) 既存の検疫有害動植物の削除(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	7	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	 害虫(キバガ科)	幼虫が茎葉、果実等に内部寄生又は外部寄生する。また、生長点を加害し、植物の生長を阻害する。	日本、アジア、中東、欧州、アフリカ、中南米	いんげんまめ、しまほおずき、たばこ、とうがらし、トマト、くこ属植物、なす属植物等の生葉並びにしまほおずき及びトマトの生果	栽培地検査を要求する検疫有害動植物から削除 ※規則別表8(侵入警戒有害動植物)についても削除。

5. 非検疫有害動植物の指定(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	害虫(キバガ科)	幼虫が茎葉、果実等に内部寄生又は外部寄生する。また、生長点を加害し、植物の生長を阻害する。	日本、アジア、中東、欧州、アフリカ、中南米	いんげんまめ、しまほおずき、たばこ、とうがらし、トマト、くこ属植物、なす属植物等の生葉並びにしまほおずき及びトマトの生果	新規追加 ※規則別表8(侵入警戒有害動植物)についても削除。

出典: ※1…1. 再分類による学名の変更No.1及び4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 9 (*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*) の写真(Michael Harding, Alberta Agriculture and Irrigation, EPPO GlobalDataBase)
 ※2…4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 5 (*Xylella fastidiosa*) の写真(J. Clark, University of California, Berkeley (US), EPPO GlobalDataBase)
 ※3…4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 5 (*Xylella fastidiosa*) の写真(M. Scortichini, Istituto Sperimentale per la Frutticoltura, Rome (IT), EPPO GlobalDataBase)
 ※4…4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 8 (*Tomato leaf curl New Delhi virus*) の写真(近畿大学 小枝 壮太 博士 提供)
 ※5…4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 10 (*Tomato mottle mosaic virus*) の写真(Sophie Perrot - GEVES, EPPO GlobalDataBase)